

個人情報保護規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人石橋由紀子記念基金（以下「当財団」という。）における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保し、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報を指し、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの、又は他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できるものをいう。
 2. 「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する情報をいう。
 3. 「個人番号」とは、番号法第7条第1項に規定する住民票コードを変換して得られる番号をいう。
 4. 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
 5. 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
 6. 「保有個人データ」とは、開示・訂正・削除・利用停止・第三者提供停止等の権限を有する個人データであって、法令で定める例外を除くものをいう。
 7. 「本人」とは、当該個人情報によって識別される個人をいう。
 8. 「職員等」とは、当財団の役員、職員（常勤・非常勤・嘱託・アルバイト等を含む）、派遣社員、出向者その他当財団の指揮監督を受けて業務に従事する者をいう。
 9. 「個人情報保護管理者」とは、当財団の個人情報保護対策に関する責任者をいう。
 10. 「個人情報苦情・相談窓口責任者」（以下「窓口責任者」という。）とは、個人情報取扱いに関する問合せ及び苦情対応を担当する責任者をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、本規程において用いられる用語は、個人情報保護法に定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当財団のすべての職員等に適用し、業務の遂行において取り扱うすべての個人情報に適用する。
退職後においても、在任又は在籍中に知り得た個人情報等については、本規程に従うものとする。

(基本方針・プライバシーポリシー)

第4条 当財団は、個人情報保護に関する基本方針を定め、プライバシーポリシーとして公表し、これを実行し維持する。

2 職員への周知徹底を図るとともに、当財団ウェブサイト等により一般公開する。

(法令等の遵守)

第5条 職員等は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護法その他の関連法令、ガイドライン、当財団のプライバシーポリシー及び本規程を遵守しなければならない。

(責任体制)

第6条 当財団は、個人情報保護の取組みを推進するため、以下の体制を整備する。

(1) 代表理事は、当財団における個人情報保護の総括責任者として、必要な資源の確保及び取扱体制の整備を行う。

(2) 当財団の個人情報保護に関する実務は、代表理事の指揮のもと事務局長（又はこれに準ずる者）が統括する。

(3) 当財団の個人情報の取扱いに関する問合せ・苦情等の受付対応は、事務局が担当する。

(個人情報の取得)

第7条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行うものとし、偽りその他不正の手段によって取得してはならない。

2 要配慮個人情報は、法令に定める場合を除き、本人の同意なく取得してはならない。

3 取得に際しては、財団名、利用目的、問合せ先等を本人に通知または公表する。

(第三者からの提供)

第8条 第三者から個人データの提供を受ける場合は、提供者の名称・住所・代表者名、及び取得経緯を確認しなければならない。

(利用目的)

第9条 個人情報は、特定された利用目的の達成に必要な範囲内でのみ取り扱う。

2 利用目的を変更する場合は、合理的関連性の範囲を超えて行ってはならない。

(第三者提供の制限)

第10条 法令に基づく場合を除き、本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならない。

ただし委託、事業承継又は共同利用等に該当する場合は、この限りでない。

(記録の作成・保存)

第11条 個人データを第三者に提供した場合は、提供年月日、提供先の名称等の記録を作

成し、法定期間保存する。

(正確性の確保)

第12条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれるよう努める。

(消去・廃棄)

第13条 利用目的を達成し不要となった個人データは、速やかに消去または廃棄する。

(安全管理措置)

第14条 職員等は、プライバシーポリシー及び別途定める安全管理措置に基づき、個人情報を適切に管理しなければならない。

(職員の監督)

第15条 代表理事は、職員等に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第16条 個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の適格性を確認し、契約により安全管理措置を遵守させ、必要な監督を行う。

(漏えい時の報告・通報)

第17条 職員等は、個人情報の漏えい又はそのおそれを知った場合、直ちに上長及び個人情報保護管理者に報告しなければならない。

第18条 代表理事は、漏えいの事実を確認した場合、個人情報保護委員会及び影響を受ける本人への報告・通知を速やかに行い、再発防止策を講ずるものとする。

(本人の権利行使)

第19条 本財団は、本人からの以下の請求に対して、遅滞なく対応する。

1. 利用目的の通知
2. 保有個人データの開示
3. 訂正・追加・削除
4. 利用停止・消去・第三者提供停止

(保有個人データの開示請求)

第20条 本財団は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示を請求された場合には、遅滞なく、本人が指定した方法により当該データを開示しなければならない。

2 開示にあたり、他の個人の権利利益を害するおそれがある場合、又は法令により開示できない場合は、この限りでない。

(保有個人データの訂正等請求)

第 21 条 本財団は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実と異なるとの理由で、訂正、追加又は削除を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき訂正、追加又は削除を行うものとする。

2 その結果については、本人に遅滞なく通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等請求又は提供の拒否権)

第 22 条 本財団は、本人から当該本人が識別される保有個人データについて、利用の停止又は消去、又は第三者への提供の停止を求められた場合には、法令の定めるところに従い、遅滞なく対応するものとする。

2 ただし、本人又は公衆の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合等、法令により応じることができない場合はこの限りでない。

(苦情対応)

第 23 条 窓口責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

(罰則)

第 24 条 職員等が本規程に違反した場合は、就業規則等に基づき懲戒処分を行う。また、外部委託先等については契約に基づき対応する。

(改廃)

第 25 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。